

小規模事業者向けDX事例理解促進事業業務委託仕様書

1 業務名

小規模事業者向けDX事例理解促進事業

2 目的

本事業は、小規模事業者（※）を対象として、県内デジタルトランスフォーメーション（DX）の好事例を紹介し、デジタル化やDXのロールモデルを示すことで、小規模事業者がデジタル技術の活用を具体的にイメージし、生産性向上や競争力強化の足がかりとできる情報を提供することを目的とする。

※ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づき、一般的に卸売業、小売業、サービス業では「常時使用する従業員の数が5人以下」、製造業、建設業、運輸業等では「常時使用する従業員の数が20人以下」の企業を指す。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）好事例の解説動画・記事の企画・制作

小規模事業者がDXをより身近に感じ、自社でも取り組めるという意識の醸成を図るため、質の高い動画・記事を制作すること。

① 事例企業の選定

ア 小売業、飲食業、サービス業、建設業、製造業など、県内の多様な業種から、小規模事業者の参考となる県内の事例を選定すること。

イ 選定にあたっては、DXの取り組み内容の新規性や汎用性、他社への波及効果などを考慮すること。また、「業種別、課題解決型、低コスト」といった複数の視点から、小規模事業者がDXを具体的にイメージしやすい事例を選定すること。

② 取材及びコンテンツ作成

ア 選定した企業に対し取材を行うこと。

イ 取材に基づき、以下の内容を盛り込んだ解説動画・記事を作成すること。

- ・（導入プロセス）課題認識から、デジタル技術の選定、導入・活用に至るステップを具体的に示すことで、導入プロセスを分かりやすく解説する。

- ・（導入効果）売上の向上、コスト削減、従業員の負担軽減、顧客満足度向上など、具体的な成果を数値や事例で示す。
- ・（共感）経営者や従業員の生の声を紹介する、導入にあたっての工夫や実践的な情報を提供すること等により、視聴者が自分ごととして捉えやすい内容とすること。

③ 制作本数・時間

- ア 解説動画・記事を5社分以上制作すること。
- イ ポイントを絞って分かりやすくまとめること。
- ウ 動画1本あたりの時間は、5分～10分程度とすること。ただし、普及啓発のために動画の短縮版（以下「ショート版」という。）を併せて制作する場合にあっては、そのショート版については、数十秒程度のものでも可とする。

④ 注意事項

- ア 制作した動画は、関係者による二次利用も見込まれることから、二次利用に際して特段の手続きのないものとする。

（2）制作コンテンツの効果的な普及啓発

- ア 制作した動画・記事をより多くの小規模事業者に届けるため、効果的な情報発信を行うこと。動画配信プラットフォーム（YouTube等）での動画の配信、SNS（Facebook、X、Instagram、LINE等）を活用したショート版の配信による露出拡大、関連するブログへの記事掲載等、小規模事業者への周知と普及啓発に向けた効果的な提案をすること。
- イ 情報発信の効果測定について、具体的な指標を提案すること。目標とする再生回数やウェブサイトへの誘導数、エンゲージメント率など、事業目的に合った定量的な指標とその目標値を含めること。

（3）実績の報告等

本業務（再委託をした場合を含む。）完了後、遅滞なく、以下を提出すること。

- ア 委託業務完了届
- イ 業務報告書（2）における情報発信及び効果測定の結果（指標の達成度、目標に対する達成・未達の要因分析等）を記載したもの
- ウ その他県が指示する資料等

（4）成果物

以下の成果物を提出すること。

- ア 解説動画データ（5本以上）
- イ 解説記事データ（5本以上）
- ウ（2）における情報発信及び効果測定により作成したデータ

エ その他県が指示するデータ等

(5) 留意事項

ア 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

イ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。

ウ 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対処すること。

5 その他

(1) 再委託

ア 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。

イ 受託者は、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

(2) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、受託者、又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、県に帰属するものとする。

(3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た機密情報を目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(5) その他注意事項

ア 上記に関連・付帯する作業一切は委託業務に含まれるものとする。

イ 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。

ウ この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。